

重要事項調査議員団（第二班）報告書

団	長	参議院議員	山田	俊男
		同	山田	修路
		同	小川	勝也
		同	佐々木	さやか
		同	浜田	和幸
同	行			
			農林水産委員会調査室	
			首席調査員	笹口 裕二
			参事	鶴岡 貴子

一、はじめに

本議員団は、平成二十七年十二月九日から十六日までの八日間、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）及びオーストラリア連邦（以下「豪州」という。）における経済連携及び地域協力に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察のため、両国を訪問した。同年十月五日、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉において大筋合意が得られたところであり、TPP協定交渉への参加国であるベトナム及び豪州における農業政策が我が国農業へ及ぼす影響及び我が国が推進するグローバル・フードバリューチェーンの構築状況を中心に調査を行った。

主な日程は次のとおりである。

十二月九日（水）

成田発 ハノイ着

十二月十日（木）

大使館、独立行政法人国際協力機構（JICA）ベトナム事務所及び独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ハノイ事務所からベトナム事情に関するブリーフィング、タイン・トゥイ・ズオン社工場視察、有限会社西部農産ベトナムからブリーフィング、計画投資省訪問

十二月十一日（金）

エースコックベトナム株式会社工場視察、ベトナム北部食糧公社、農業・農村開発省及び商工省訪問

十二月十二日（土）

イオンモール・ロンビエン店視察

ハノイ発

十二月十三日（日）

香港経由でシドニー着

ベルツリー・オーストラリア牧場視察

十二月十四日（月）

シドニー発 キャンベラ着

豪州事情に関する大使館ブリーフィング、農業・水資源省、外務貿易省及び豪州肉牛生産者協会訪問

キャンベラ発 シドニー着

総領事館及びJETROシドニー事務所からシドニー現地事情に関するブリーフィング

十二月十五日（火）

豪州食肉家畜生産者事業団訪問、アーカディアン社及びオーストラリアン・ミート・エンポリウム社視察

シドニー発

十二月十六日（水）

東京着

以下調査の概要を報告する。

二、ベトナム

（一）ベトナムの概要

人口約九千万人と東南アジア第三位の人口を有するベトナムは、市場経済導入と対外開放化を柱とするドイモイ政策と国際社会への復帰により経済が急成長し、中間所得層が急増して有力市場となっている。政治的安定性、比較的安価で優秀な労働力を背景に生産拠点としての魅力を高め、海外からの投資が増加している。近年、日・ベトナム経済関係は急速に発展し、ベトナムにおいて日本は第二位の投資国であるとともに、日本企業にとって有望な海外進出先となっている。ベトナムは米の主要輸出国の一つであり、年間の生産量は約二千八百万トン、輸出量は約六百八十万トン（二〇一三年）となっている。

（二）タイン・トゥイ・ズオン社

タイン・トゥイ・ズオン社は、ハーナム省に所在する精米・輸出を行うベトナム北部で最大の民間企業である。現在整備中の同社精米工場の視察を行った。工場は視察の二週間後には稼動予定であり、月間五千から六千トンの精米能力となる。ハーナム省及び周辺地域の農家から米を買い付けて精米・販売を行うが、ベトナム国内向けのみでは余剰が生じるため、中国に輸出する予定である。ベトナム国内における米の小売価格はキロ当たり九十円程度とのことである。品種別に仕分けして集荷や精米を行うとのことであったが、稼動前の視察であり実際の米の管理精度については十分な確認はできなかった。なお、今後、工場周辺においてジャポニカ米栽培も予定されている。

（三）有限会社西部農産ベトナム

岩手県に所在する農業生産法人である株式会社西部開発農産は、平成二十四年からハノイ周辺でジャポニカ米の試験栽培を始め、平成二十七年に現地法人

として有限会社西部農産ベトナムを設立した。西部農産ベトナム社から取組の経緯や現状、課題について説明を受けた。同社は、日本への米輸出は予定しておらず、ベトナムを拠点にジャポニカ米を生産・輸出し、米国産のカルローズ（カリフォルニア産の中粒種）が日本食用米の主要品種として世界的に認識されている現状を変えることを目指している。しかしながら、現時点では米を生産するまでに至っておらず、その主な原因は、①外国資本による一定規模の農地使用権の確保が困難であること、②米の国内販売は外国資本に許可されず、米の輸出については五千トンの倉庫と処理能力毎時十トンの精米設備の保有が許可条件となっており、同社の資金力では厳しいこと、③現在の米の国際価格では採算確保が見込めないことである。また、ベトナムの気候に適性のあるジャポニカ米をいまだ見付けられていないとのことであった。ベトナムでは、日本のように米のきめ細かい品質管理や低温管理が重要視されておらず、生産流通関係者に管理水準の向上を働きかけていきたいとのことであった。今後、同社の事業にJICAの支援を受けたい意向であるとの説明であった。

説明後、議員団から質疑を行った。ベトナムを進出先として選んだ理由、進出に当たり外国資本の参入条件を把握していたか否かという質問に対し、ジャポニカ米としての適性はともかく、ベトナムは米生産に適した気候風土と親日的で勤勉な国民性を有していることが進出の理由であり、外国資本系列の大手小売企業が米販売権を取得した例などがあるが、小資本の企業が参入手続を完結するには困難が伴うとの説明であった。ジャポニカ米の国際市場での販売先をどう考えているか、ベトナムにおける日本の技術やブランド力に対する高い信頼を取組にいかせないかという質問に対し、生産した米の輸出先を独力で開拓する余力がないため販売については商社との連携を考えていること、ベトナム国内のジャポニカ米市場が年間千から二千トン程度であるのでタイのように二万トン程度にまで国内市場が拡大すれば日本のブランド力をいかす工夫も考えられることについて説明があった。さらに、議員団から、ジャポニカ米生産をプロジェクトとして推進するためにはベトナム側にも主体的な意欲を持ってもらうことや農家と地域をまとめる仕組みが必要であること、日系法人が直接生産するのではなく研修等によって技術を高めたベトナム人が自ら生産する形が有効であることを指摘したところ、ハナム省知事がハイテク農業区を構想して外国資本誘致にも前向きであり、西部農産ベトナム社に対しても参画の要請があること、農業生産法人として自ら生産したものを販売するという経営信念があることについて説明があった。

（四）計画投資省

計画投資省は、社会経済開発や外国投資促進を所管する省庁であり、チュン計画投資副大臣と会談を行った。副大臣から会談の冒頭に、訪日した際に野菜を生で食べられる安全な日本の農業に感銘を受けたこと、日本からの投資でベ

トナムの農業技術や農産物の安全性の改善を図りたいこと、そのために計画投資省の協力を約束すること等について表明があった。

続いて意見交換を行い、議員団から、日本からの投資によるベトナムでの野菜生産・加工は香港やシンガポールへの輸出を考えれば大変魅力的であり、計画投資省には日本企業の相談窓口の役割を期待したいこと、連携交流実績のある神奈川県を始め日本の地方との関係強化を要望すること、外国投資を促進するために計画投資省が他省庁に規制緩和を働きかけることが重要であることについて意見を述べたところ、計画投資省に日本企業の相談窓口として外国投資庁が設置されており、日本の地方対応のデスクも設けていること、日本の地方との交流を重視していること、中古機械の輸入規制を強化する科学技術省通知が問題となった際に計画投資省の進言を受けて首相が迅速に問題解決を図った事例があることについて説明があった。さらに、ベトナム農業の発展のために協同組合の活用が有用であること、人材育成への投資が重要であることについて意見を述べたところ、ベトナムの農協は日本の農協と似た組織であり日本をモデルとして整備していきたいので日本にも協力をお願いすること、経済発展には人材育成が必要と認識しており職業訓練に力を入れていく考えであることについて説明があった。

(五) エースコックベトナム株式会社

エースコックベトナム株式会社は、日本の即席麺メーカーであるエースコック株式会社がベトナム進出に当たり平成五年に設立した現地法人(当初は合弁会社)である。即席麺の販売が成功してベトナム国内で五〇%以上のシェアを占めており、さらに、ベトナムから世界四十六か国へ輸出を行っている。フンイエン省所在の同社工場を訪問し、国営企業との合弁によりベトナムへ進出し、商品開発や工場運営においてベトナム人を積極的に登用してきた経営方針と事業展開について説明を受けるとともに、生産ラインの視察を行った。

(六) ベトナム北部食糧公社

ベトナム北部食糧公社は、ベトナム北部地域の穀物の輸出及び国内販売を行う国営企業であり、同社を訪問して業務内容や今後の方針について説明を受けた。北部食糧公社は、フエ市以北を管轄し、従業員五千人、業務拠点が五十か所、主要事業は米の流通で、国内販売が二百万トン、輸出が八十万トンである。輸出用の米はメコンデルタ産のインディカ米であり、輸出先は、アフリカ、アメリカ、中東、アジアである。倉庫を保有しており、緊急時用の備蓄を行う役割を政府から付与されている。国際米価の上昇を受けて国内米価が高騰したことがあり、備蓄の取崩しは米価安定のためにも行われる。

続いて質疑を行った。議員団から、T P P 協定交渉の大筋合意を受けたアジア地域への輸出方針、T P P 協定が発効した場合の懸念事項について質問したところ、T P P 協定交渉の大筋合意の内容は知らされていないが、T P P 協定やA S E A N 経済共同体の成立によって輸出市場が拡大することを期待して

おり必要条件を満たした上で日本への輸出も行いたいこと、T P P 協定により国営企業改革を求められることを懸念する国もあるが、ベトナムでは国営企業の民営化方針があり北部食糧公社も二〇一六年末か二〇一七年初めに株式会社化される予定であることについて説明があった。次に、日本に輸出するジャポニカ米の生産体制を整えるために必要な準備期間、日本への輸出に向けた食品の安全と品質管理の向上を図る方策について質問したところ、ベトナムの米は三期作であり数か月あればジャポニカ米の生産体制を整備できること、農家は必要以上に農薬を使う傾向があるので契約により栽培を細かく指導する必要がある北部地域で既に取り組んでいること、品質よりも数量を重視するベトナム政府の文化を変える必要があることについて説明があった。さらに、米備蓄により対処しようとしているリスク内容、地域における農協の役割について質問したところ、台風や洪水に備えて米を備蓄していること、ベトナムの農協には効率の良くない従来モデルの農協と取組に魅力を感じた農家が参加する新しいモデルの農協があることについて説明があった。

(七) 農業・農村開発省

農業・農村開発省を訪問し、ファット農業・農村開発大臣と会談を行った。大臣から会談の冒頭に、ベトナムにおいては国民九千万人のうち農村人口が六千万人であり農業が社会・経済両面で重要な産業であること、経済連携協定等により貿易自由化を推進しており農産物も含めて市場開放が求められること、ベトナムから日本にアヒル等の家禽やドラゴンフルーツ等の果物を輸出したいこと、日越農業協力中長期ビジョンに基づき両国間の協力を進め、日本からは技術提供を期待していることについて発言があった。

続いて意見交換を行い、議員団から、ベトナムの米生産の技術や安全性という課題の解決に日本が協力できること、日本の農家はT P P 協定による影響を心配していること、日本は「攻めの農業」を掲げてアジアの高所得者層向けの販売を拡大しようとしており日本の技術をいかしてベトナムの農業生産を拡大できることについて意見を述べたところ、米の品種改良を進めたいこと、ベトナム人の研修を受け入れてほしいことについて説明があった。また、当方より、日本からの野菜、牛肉の輸出に支援をお願いしたいこと、日本からの投資が規制や慣行でうまくいかないケースを聞いたので問題解決に取り組むファット大臣の姿勢を周知してほしいことについて意見を述べたところ、日本からの円滑な輸出への協力に努めたいこと、投資制度の改善に努めできる限り国際ルールに沿った制度としたいことについて説明があった。さらに、当方より、食の安全・安心や農産物の集荷の点で農協の役割が重要であり協同組合の連携強化が必要であること、ベトナムの海岸の砂を産業用に活用すること、多くの女性が活躍するベトナムから学ぶべきことが多いことについて指摘した。

（八）商工省

商工省は、貿易政策を所管する省庁であり、T P P 協定交渉を担当するとともに、米輸出の管理を行っている。経済連携協定の首席交渉官であるカイン商工副大臣と会談を行った。副大臣から会談の冒頭に、T P P 協定において日本の守りたい分野が国内農業であることは理解していること、米市場の拡大を日本に提案しなかったこと、牛肉、豚肉、砂糖等の日本への輸出を拡大する考えがないことが示された。さらに、農業分野の協力で両国は、協力の目標がベトナム国内需要を満たすこと、日本にはない農産物を生産すること、ベトナムから第三国への輸出商品開発であることを相互に理解して取り組むべきことについて表明があった。

続いて意見交換を行った。議員団から、日本は工業製品ではベトナムの優秀な労働力をいかしてアジアで展開できたが農産物についても日本のブランド力とベトナムの労働力をシンガポール等の高所得者層向けの輸出にいかせること、外国資本の誘致については日本の中小企業の活用も考えてほしいこと、ベトナムの中小企業による輸出の可能性があることについて述べたところ、ベトナム自身も所得が増加すれば日本食品の大きな市場になる可能性を有していること、ベトナムは中小企業の育成に努めているが海外に輸出する力がまだないことについて説明があった。また、日本のT P P 協定交渉姿勢に対する評価、東アジア地域包括的経済連携（R C E P）でT P P 協定と同様の高い水準の自由化を追求する考えがあるかについて質問したところ、日本は米市場を開放せず、牛肉・豚肉については関税を守り予想以上の成果を上げたこと、A S E A N 経済共同体でもベトナム以外はサービス分野に難しい条件を付け投資禁止分野も広く設けていること、R C E P では参加国の多くが政府調達、国営企業、知的財産等の開放を歓迎しておらず貿易自由化以外の分野ではT P P 協定のような成果は上げられないと考えること、経済連携の推進に当たっては実現可能な目標を置くことが重要であることについて説明があった。

（九）イオンモール・ロンビエン店

イオンモール・ロンビエン店は、日本の大手小売業グループであるイオングループが平成二十七年十月にハノイに開設したショッピングモールで、ベトナム国内では第三号店である。同店を訪問して食品販売の状況を中心に視察するとともに、食品流通の現状について説明を受けた。ベトナムでは道路インフラが未整備であり、生鮮品の調達には制約となる。ハノイの所得水準は他の地域よりも高いが、日本の高品質な食品は、中心的な購買層にとってはまだ価格水準が高いとのことであった。

（十）ベトナムのまとめ

ベトナムの米生産は、気候風土に適したインディカ米が中心で、世界有数の米輸出国である。ジャポニカ米も生産されているが、気候風土の適性や生産流通の技術を考慮すると、日本で好まれる食味を実現するには課題が多い。

農林水産物の生産から消費までをつなぎ、付加価値の連鎖を構築するフードバリューチェーンについては、物流インフラや低温流通体制の整備が課題であり、両国で日越農業協力中長期ビジョンに基づく取組が行われており、ベトナム側からは、日本の技術やブランド力による支援が期待されている。

三、豪州

(一) 豪州の概要

豪州は、人口約二千四百万人、国内総生産世界第十二位の経済大国である。日本にとってはエネルギー・鉱物資源及び食料の主要な供給地であり、また、豪州にとって日本は自動車輸入等の貿易や対豪投資の主要国の一つであり、相互補完的な経済関係にある。

(二) ベルツリー・オーストラリア牧場

ベルツリー・オーストラリア牧場は、純血和牛を生産する日本人経営の肉牛牧場であり、豪州国内の高所得者層向けに最高級の牛肉を供給している。同牧場を訪問し、純血和牛の放牧、牛舎肥育等の状況を視察した。牧場規模は豪州平均の十分の一程度の約百五十ヘクタールであり、飼育頭数は繁殖牛、肥育牛を合わせ二百七十二頭、年間の肥育牛販売が七十三頭である（二〇一四／一五年の実績）。小規模な牧場には肥育に手間をかける和牛の生産が適しているとの考えの下、放牧繁殖による子牛生産費の低減と出荷前の牛舎肥育による肉質向上を組み合わせた生産を行っている。生産費用は一頭当たり約四千豪ドル（一豪ドルを八十八円で日本円換算するとおおよそ三十五万円。以下日本円換算は同様に計算する。）、実勢販売価格がキロ当たり約三十豪ドル（おおよそ二千六百円）である。豪州 Wagyu 協会が定める「Wagyu」の定義は「和牛遺伝子の交配配合が五〇%以上のもの」であり、豪州で流通する Wagyu には、ベルツリー・オーストラリアの牛肉とは商品性、市場が全く異なるものまで含まれる。夫婦二人の家族経営で豪州国内向けの生産で手一杯であり、輸出に回す余力がない。卸業者から生産拡大の要請はあるが、豪州は人件費や飼料が高く、経営規模の拡大は簡単な判断ではない。中国は成長市場であるが、取引が安定せず高リスクであると考えているとのことであった。

(三) 農業・水資源省

農業・水資源省は、ターンブル内閣の発足に当たり、従前の農業省に水資源政策の所管を統合した省庁である。グライド副次官を筆頭に担当官から、最初に、牛肉・乳製品・米の生産について説明を受けた。牛肉については、二〇一二／一三年の生産額は七十四億豪ドル（おおよそ六千五百億円）で国内総生産の百分の一を占め、雇用者は二十万人である。豪州の牛肉生産は、牧草地への放牧を基本とすることで効率が良く、生産への補助金はない。近年、干ばつによる米国内の牛肉生産減少を受けて、米国向け輸出が増加している。酪農は二〇〇〇年に生乳取引が自由化され、生産の六五%がビクトリア州で行われる。豪州も

干ばつに悩まされ、米生産は大きな影響を受けており、二〇〇八年には生産量が最盛期の一割未満にまで減少した。

次いで、農産物に係る課徴金制度について説明を受けた。農業・水資源省は、Levy と呼ばれる課徴金の徴収と交付の役割を担う。七十四の品目に九十七の課徴金が課せられている。約九千五百の徴収者が流通過程において、効率的な徴収が行われている。年間の課徴金収入は全品目合計で四億八千九百万豪ドル（およそ四百三十億円）であり、十八団体に交付される。課徴金収入のうち二億四千六百万豪ドル（およそ二百二十億円）が研究開発に充てられ、政府からこれと同額の予算が支出される。課徴金制度導入の手順は、最初に各業界が制度化を提案し、関係者との協議と導入可否に関する業界内の投票を経て、政府と国会により法制化されるというものである。業界が制度の創設や変更を行う場合に従うべきガイドラインが定められており、全ての関係者と協議すること、必要な課徴金総額を見積ること、公平に賦課されること等の原則を示している。肉牛の課徴金は、牛の所有権が移転するごとに課される。支払いを確保するため、遅延に対し月ごとに二%の加算金が課される。

説明の後、議員団から、日本のように全額政府資金で研究開発すべきとの主張が肉牛業界にあるか否か、課徴金を輸出促進策に支出することの可否について質問したところ、豪州政府は大学や政府研究機関の基礎研究に多額の資金を投じており、その応用研究に課徴金を充てることは農家から理解が得られていること、業界が望めば輸出促進策に支出可能であることについて説明があった。

（四）外務貿易省

経済連携協定の担当省庁である外務貿易省を訪問し、ワード T P P 協定首席交渉官を筆頭とする担当官と意見交換を行った。議員団から、T P P 協定交渉の大筋合意に対する豪州内の受け止め方を質問したところ、先方より、難しい交渉であったが、高い水準の成果が得られたこと、各国にセンシティブな分野があり、豪州においては I S D S 条項と知的財産分野であったこと、アトランタの会合では農業分野で交渉事項が残ったが、日本は積極的に交渉し、関税撤廃の例外措置を得たこと、豪州農家の希望は完全開放であるが、日豪経済連携協定（日豪 E P A）の交渉を通じて日本の国内事情を理解しており、今回の結果に決して不満足ではないことについて説明があった。次いで、当方より、交渉過程や影響が明らかにされていないことを踏まえた各国議会の承認の可能性についての認識、大筋合意の内容と協定締結までの間の作業についての各国間の共通認識について質問したところ、先方より、大筋合意後のマニラでの首席交渉官会合では署名のための手続が話題となったこと、条文の確定と公開がまず必要であり、その手続を進めていることについて説明があった。また、当方より、豪州の重要関心事項であった医薬品開発のデータ保護期間に関する消費者の説得や産業界の合意のための取組方針、大筋合意を受けて生じる国内的課題への対応方針について質問したところ、先方より、医薬品の件は裁量余地

のない厳しい交渉だったが日本の毅然とした交渉姿勢にも助けられたこと、米豪自由貿易協定（米豪F T A）でも望んだ結果の全てを得ることはできなかったが産業界・市民団体・学識者等の関係者と協議することで問題を解消した経験がありそれを今回にいかせることについて説明があった。さらに、当方より、T P P協定の次にR C E Pが残っており、豪州はT P P協定と同様に高水準の自由化を目指す交渉方針であるかについて質問したところ、先方より、R C E Pは直接の担当ではないので自分の理解として説明するが、R C E Pは参加国も異なり、交渉の進展は遅いと思われること、豪州の目指すところは、T P Pと同じく完全な自由化であること、T P Pの大筋合意は、それを受けて拠点をフィリピンからベトナムに移した企業があるように即時的な効果を生んでおり、R C E Pの交渉にも影響を与えると考えられることについて説明があった。

（五）豪州肉牛生産者協会（C C A）

牧草肥育の肉牛生産者団体である豪州肉牛生産者協会（C C A）を訪問し、最初に肉牛産業の概要について説明を受けた。豪州の肉牛生産には北部と南部の二つのシステムがあり、高温で乾燥している北部では、ブラーマン種が肥育に適し生体輸出も行われている。南部では英国由来の温帯種が適しており、東海岸中部が飼料肥育の中心である。豪州では過去三年間の干ばつにより繁殖雌牛まで売却され、出荷頭数が増加した。今後五年間は減少が見込まれ、輸出も減少が予想される。C C Aの収入は加入者の任意会費であり、課徴金の交付は受けておらず、政府へのロビー活動が主要業務である。豪州では、牛を一頭取引するごとに五豪ドル（およそ四百四十円）が課せられる。乳牛の取引時の課徴金も肉牛向けに充てられる。乳業向けの課徴金は搾乳の段階で徴収される。C C Aは、一九九七年食肉家畜産業法と同法の下で農相と関係業界団体が結んだ覚書によって付与された役割に基づき、課徴金の金額水準の妥当性、使途、使用状況をチェックしているとの説明であった。

続いて議論を行い、議員団から、C C Aへの加入率と協会が課徴金水準を決定することへの非加入者からの苦情の有無について質問したところ、地方組織を通じた会員数は一万五千人であり加入率は五五%であること、非加入者は会費を負担しないでC C Aのロビー活動にただ乗りしていると捉えていること、政府はロビー活動を行う団体には課徴金を交付しない方針であることについて説明があった。また、C C Aが大手スーパーの仕入担当者に営業活動を行うことや政治活動を行うことの可否について質問したところ、C C Aや課徴金による事業を実施する豪州食肉家畜生産者事業団（M L A）は直接営業活動は行わず輸出業者が営業活動を行うこと、C C Aは政治的中立を保ち賛成・反対・中立のそれぞれに働きかけを行うことについて説明があった。

（六）豪州食肉家畜生産者事業団（M L A）

課徴金を財源として販売促進、研究開発等を行う民間法人として政府から指定されている豪州食肉家畜生産者事業団（M L A）を訪問し、課徴金を用いて

販売促進等を行う仕組みについて説明を受けた。豪州では、食肉関係の六つの業界から課徴金を徴収し、C C A等の六つの業界代表で構成される赤身食肉産業諮問協議会（R M A C）が五年ごとに業界の戦略を策定する。戦略に基づいてM L A等の事業実施団体が課徴金を財源として活動を行う。M L Aは非営利組織であり、毎年農業・水資源省に報告書を提出する。M L Aの業務は、研究開発、食品安全とトレーサビリティ、販売促進等である。M L Aは、消費者の理解促進による販売促進プログラムや食肉の効率的販売方法を開発し、食肉流通過程の全ての業者に利益を還元する。豪州生産の牛肉の七割が輸出向けであり、世界六か所にビジネスマネジャーを配置している。日本は第二位の輸出先として重要であるとの説明であった。

M L Aとの会合には、食肉加工・輸出業者の団体である豪州食肉産業協会（A M I C）が同席しており、豪州の食肉加工業界について説明を受けた。A M I Cは、食肉、ハム、ソーセージ、内臓肉等の加工業者の団体であり、前記R M A Cの構成団体の一つである。輸出業者七十七社、国内向け業者百社が会員となっている。豪州では、国内向けのみでは十分な競争力を有することができず、また、内臓肉については国内市場がないため、輸出が重要となる。豪州の食肉産業は外国資本を受け入れることで成長してきた。百年前には米国、英国の資本が、一九八〇、九〇年代には日本の資本が、最近では、再び米国と新たに中国、ブラジルの資本が豪州の食肉産業に投資をしている。輸出促進には輸出先の市場選好の把握が不可欠であり、外国資本はその点でも有用であるとの説明であった。

説明の後、M L Aの役割や課徴金制度について議論を行った。議員団から、日豪E P AやT P Pを輸出拡大機会と捉えているかについて質問したところ、貿易自由化が進展することには賛成であること、日豪E P A等により豪州は米国やニュージーランドよりも優位であったが、T P Pはそれを解消してしまう効果があること、韓国や中国が貿易協定で関税を撤廃する中、日本はT P Pの大筋合意で牛肉の関税制度を維持する成果を上げたこと、食肉市場における日本の牛肉産業の位置と豪州の牛肉産業の位置は異なっており、両国の牛肉産業は協調して発展できると考えることについて説明があった。当方より、強制性のある課徴金は予算として国会のチェックを受けることが必要ではないかと指摘したところ、先方より、課徴金は政府が徴収するが、各事業実施団体への交付比率は法定されていること、M L Aの行う研究開発、販売促進等の事業費比率の決定はM L Aではなく、C C A等の業界団体が行うこと、M L Aと政府・業界団体との協議、承認、報告は、業界の意向を反映した五か年の戦略計画に沿って毎年行われること、五豪ドルという料率を変えようとするならば、所管大臣による変更方針の決定と国会での法改正が必要であることについて説明があった。また、当方より、販売促進活動の必要経費は全て課徴金で賄われているかについて質問したところ、先方より、M L Aの行う消費動向調査、研究

開発、宣伝広告は全て課徴金で賄われていること、輸出業者自身も販売促進活動を行っており、MLAの役割は個別では行えない市場情報の収集など各業者の支援であることについて説明があった。さらに、当方より、研究開発以外の販売促進等には政府負担がないことを生産者は受け入れているか、研究開発で政府が重視する分野はどこかについて質問したところ、先方より、政府は豪州の食肉産業の競争力強化を重視していること、MLAは十六か所で地域協議会を設けており、生産者から要望を聞いて研究開発の優先順位をまとめ、政府の考える優先順位と合わせて課徴金の使途につながる戦略計画の決定に反映していることについて説明があった。

MLA及びAMICとの議論の終了後、MLAの案内により、有機食肉の加工・卸売を行うアーカディアン社の食肉加工場を視察し、続いて、売り場全体が冷蔵管理されたオーストラリアン・ミート・エンポリウム社の店舗を視察した。

(七) 豪州のまとめ

豪州の農業は国内需要を超える生産量があり、輸出に支えられている。このため、FTA等による農産物自由化の進展を受けて、生産者は事業機会の拡大に期待を示している。日本は主要な輸出先であるが、近年は、中国への輸出が急増し、輸出先の多様化が進展している。国土の大半が乾燥気候であり、しばしば干ばつによる深刻な影響を受けており、水不足対策が課題となっている。食肉生産においては、日本におけるオージービーフ・キャンペーンを支えてきた課徴金制度を活用して研究開発に力を入れているが、人件費を始めとする高コスト体質の豪州経済は集約的な手法による品質向上には制約となっている。TPP等による食料輸出市場拡大の可能性、政治的安定性と外国資本を必要とする経済構造等の要素を考慮すると、豪州はグローバル・フードバリューチェーンの生産拠点として、日本からの投資先、生産高度化技術の活用先としての適性を有していると考えられる。

四、おわりに

今回ベトナム及び豪州を訪問し、農業や経済連携を所管する政策当局と意見交換を行うとともに、農産物・食品の生産流通の現場を視察した。両国の農業生産は、豊富で優秀な労働力や広大な農地といった強みをそれぞれ持ちつつも、ベトナムにおける物流インフラの整備や豪州における水不足への対応など課題も有している。両国とも日本との経済関係を重要視し、農業分野では輸出市場として日本への期待を有している。同時に、日本市場を世界市場の中で相対的に捉え、日本農業の維持・発展に向けて理解と協調の姿勢も示している。今回の調査でこうした農業分野における生産事情や政策を俯瞰することができた。他の地域やより掘り下げた調査を行うことが今後の政策形成に有用であると考えられる。

最後に、今回の調査に当たり、多大な御協力、御尽力をいただいた訪問先及び在外公館の関係者に対し、心から感謝を申し上げます。